

# 災害復旧事業の査定事例(9)

## ～維持管理不良(維持管理状況の説明)～

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課\*

### 1. はじめに

全国各地で行われた実際の災害査定事例を参考に、災害復旧事業を実施していくうえでの留意点等について、国土交通省防災課の災害査定官が説明していきます。

今回は、維持管理不良について説明します。

### 2. 維持管理不良とは

災害復旧事業が適用されない災害についての基準として、適用除外(法第6条・1)があり、維持管理不良は、「(5)甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの」と規定されています。また、災害の状況としては、要綱第13に次のとおり規定されています。

- 一 さく工、わく工、木工沈床、木橋等の甚だしい腐朽によりこれらの施設に生じた災害
- 二 水門、樋門等河川に設けられた施設の操作、その他の管理の甚だしい不良により当該施設に生じた災害
- 三 堤防における耕作等により当該堤防に生じた災害
- 四 その他前各号に掲げるものに類する災害

さらに、災害査定官申合事項第1採択の範囲十六において、「その他前各号に掲げるものに類する災害」には、「巡視・点検及び点検などに基づく必要な維持補修並びに維持補修に関する計画(施設の長寿命化に関するものを除く)の履行を著しく怠ったことに基因して生じたことが明らかに認められる災害を含むものとする。」と規定されています。

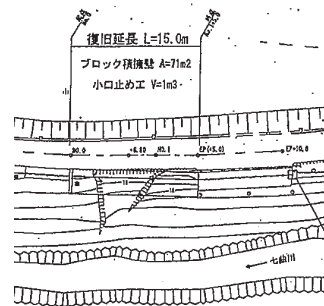
### 3. 査定事例から

令和元年の台風15号、19号の事例により説明します。

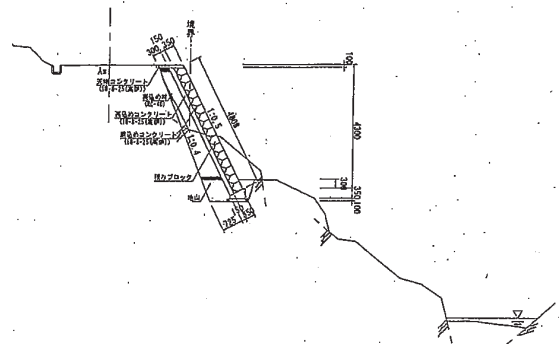
#### 1) 道路災害の事例

この被災箇所は、台風15号の豪雨出水により道路谷側の斜面崩落が発生したことから、路肩をブロック積みにより復旧する申請がされたものです。

平面図



標準断面図



現地を確認したところ、起点側で崩落していない箇所には高さ1m程度の土のうが4分勾配程度で積まれており、また、崩落した斜面及び河川には大量の土のうが散乱していたことから、終点側の一部を除き、土のうで道路谷側斜面を押さえていた箇所が崩落したものと考えられました。

\*03-5253-8457



写真-1 現地状況（土のうによる土留）

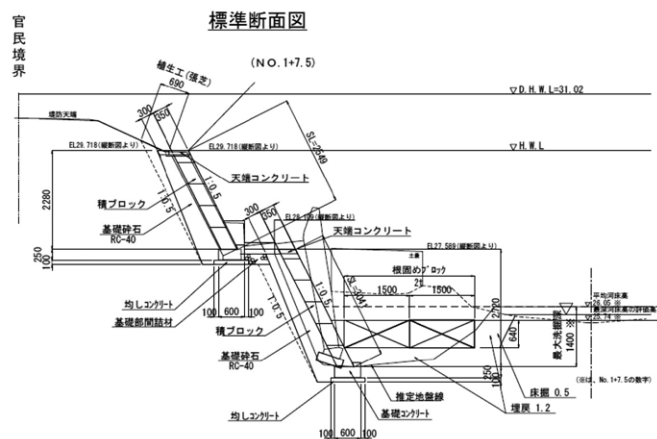


写真-2 現地状況（土のう散乱）

査定では、申請延長15.0mに対し、起点側13.2mは過去の災害で応急対策を実施したまま維持管理が適切でないものと判断されカットされました。



平面図



標準断面図

## 2) 河川災害の事例

この被災箇所は、平成30年5月に被災していたが、令和元年の台風19号により被災が増大したため、申請されたものです。

机上査定により申請資料を確認したところ、既設下段ブロックは平成30年5月に変位が確認され、申請者は応急対応として護岸前面下部に大型土のうが設置していました。



写真-3 現地状況（大型土のう）

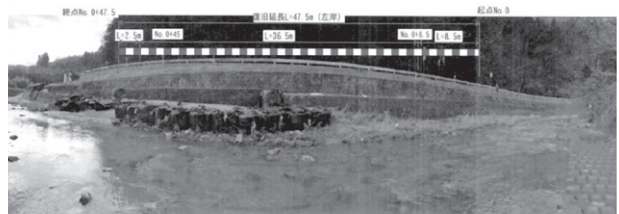


写真-4 現地状況（全景）

台風19号で、下段積ブロックの変位が増大したことは事実としても、申請者は、平成30年に応急対応したのみであり、河川管理者として適切な対応をしておらず、過年災、維持管理不良とみなさざるを得ないと判断されました。

このことを受け、申請者は「取り下げ」を申し出たものであります。

以上の2件については、いずれも適切な維持管理を行っていれば適用除外とならなかったものと考えられます。

## 4. おわりに

査定においては、被災前の維持管理の状況を説明する必要があります。また、巡視報告、維持補修に関する定期点検などの資料により、適切に維持管理されていたことを証明する必要があります。